

寝屋川市ごみ減量推進団体登録実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、寝屋川市ごみ減量推進団体（以下「推進団体」という。）の登録等について必要な事項を定めることにより、ごみ減量・再資源化（以下「ごみ減量等」という。）を推進することを目的とする。

(推進団体の役割)

第2条 推進団体は、寝屋川市が実施するごみ減量等の施策を理解し、推進団体が自らの活動として、広く市民に周知、啓発（以下「啓発等」という。）することにより、ごみ減量等を推進するものとする。

(推進団体)

第3条 推進団体として登録できるものは、次の各号のいずれにも該当しない団体とする。

- (1) 寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団である団体又は団体の役員に、同条第3号に規定する暴力団員若しくは同条第5号に規定する暴力団密接関係者がいる団体
- (2) ごみ減量等に関係しない活動を行う団体
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める団体

(登録等)

第4条 推進団体の登録を受けようとするものは、寝屋川市ごみ減量推進団体登録申請書を市長に提出するものとする。

2 推進団体が次の各号に該当する場合は、その登録を取り消すものとする。

- (1) 推進団体から寝屋川市団体登録廃止申請書の提出があったとき。
- (2) 第2条の活動を行っていないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

3 前項第2号又は第3号の規定により、登録を取り消すときは、推進団体にあらかじめ弁明書の提出を求め、又は弁明の機会を与えるものとする。

4 第2項の規定により、登録の取消しをされた推進団体は、第6条第2項の規定により貸与されている物品がある場合は、速やかに当該物品を返還しなければならない。

(推進団体の活動)

第5条 推進団体は、啓発等を行う際は、次の各号に掲げる活動を行ってはならない。

- (1) 物品販売等の営利を目的とする活動
- (2) 特定の政党の推薦・支持する等の政治を目的とする活動
- (3) 宗教上の教義を広める等の宗教を目的とする活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的から著しく逸脱した活動

(推進団体への支援)

第6条 推進団体は、次項の資料の貸与の申請及び第3項の啓発等をするための物品（以下「啓発物品」という。）の提供の申請をする場合は、寝屋川市啓発資料等貸与等申請書を市長に提出するものとする。

2 前項の規定により、資料の貸与の申請があった場合は、推進団体に対して、次の各号に掲げる資料を無償にて貸与するものとする。

- (1) 寝屋川市ごみ処理施設の見学の際に使用する資料及びDVD
- (2) 寝屋川市における出前講座で使用する資料
- (3) 資源集団回収活動団体データ
- (4) 寝屋川市ごみ減量化・リサイクル推進会議資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ごみ減量等の推進につながると認められる資料

3 第1項の規定により、啓発物品の提供の申請があった場合は、推進団体に対して、次の各号に掲げる啓発物品を無償にて提供するものとする。

- (1) 水切り器具（クード）
- (2) クリーンカレンダー
- (3) 転入者用啓発チラシ
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ごみ減量等の推進につながると認められる物品

4 前項の規定により、啓発物品の提供を受けた場合において、当該啓発物品を使用したときは、当該啓発等の活動を実施した日の属する月の翌月末までに、寝屋川市啓発物品使用報告書を提出するものとする。

(実費弁償)

第7条 前条の規定により、啓発物品の提供を受けた場合で、当該物品を転売その他不適切な取扱いを行ったときは、推進団体は、実費により弁償しなければならない。

(活動の報告)

第8条 推進団体は、登録した月から起算して6月ごとに又は当該年度の9月及び3月に、寝屋川市団体活動状況報告書を提出するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、ごみ減量等の事務を担当する部長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。